

伐採及び伐採後の造林の届出制度

地域森林計画対象森林において伐採をするとき

保安林や保安施設地区である場合

事前に都道府県へ許可申請・届出が必要
(法第34条第1項)

(1) 保安林または保安施設地区における伐採

1haを超える開発行為
(土地の形質の変更)である場合

事前に都道府県へ許可申請が必要(林地開発許可)
(法第10条の2)

(2) 林地開発の許可

森林経営計画の対象森林で、計画に従って伐採する場合

市町村へ森林経営計画の認定請求が必要
(法第11条第1項)
市町村へ事後の届出が必要(法第15条)

(3) 森林経営計画に係る伐採等

その他

伐採の30日～90日前に「伐採及び伐採後の造林の届出」が必要
(法第10条の8第1項)

(4) 伐採及び伐採後の造林の届出